電気需給約款

(高圧・特別高圧)

固定単価 A プラン (=旧一燃調を適用) 市場連動プラン

2025年11月25日実施

株式会社ふるなび電力

I 総 則

1. 目的

この電気需給約款(以下「本約款」という)は、小売電気事業者である株式会社ふるなび電力(以下「当社」という)が電気需要者の需要に応じて電気を供給する場合における供給条件を定めるものである。

2. 約款の適用

当社が電気需要者へ電気の供給を行うときの権利義務およびその他の供給条件は、本約款および当社が電気需要者との間で締結する個別条件書(以下「条件書」という)による。なお、本約款および条件書に定めのない事項については、関連法令、託送供給約款およびみなし小売電気事業者が定めた電気需給約款またはこれに準拠した約款(以下総称して「電気需給約款」という)に従うものとする。また、本約款の定めと条件書の定めが矛盾または抵触する場合、条件書の定めが優先するものとする。

3. 定義

本約款および条件書で使用される用語を以下のとおり定義する。

- 1. 「電気需要者」とは、当社と個別の電気需給契約を締結した者を意味する。
- 2. 「個別条件」とは、条件書に定める個別の電気需給条件を意味する。
- 3. 「託送供給約款」とは、電気需要者の需要場所を管轄する一般送配電事業者が、当社と電気需要者との間の電気需給契約の締結時に実施している託送供給約款を意味する。なお、一般送配電事業者が電気需給契約の契約期間中に託送供給約款を改定し、これを実施した場合には、改定された託送供給約款に準拠する。
- 4. 「契約電力」とは、当社と電気需給契約を締結した電気需要者が、当社より 供給を受けることが可能な最大電力として条件書に記載される電力 (kW) を意味する。なお、予備送電サービスにおける契約電力を「予備送電サービス電力」という。
- 5. 「契約電力量」とは、契約電力による 30 分単位の電力量を意味し、契約電力を 2 で除した数値と同一とする。
- 6. 「契約超過電力」とは、契約電力量を超過する 30 分の電力量を 2 倍した値であって、かつ、当該月で最大のものを意味する。
- 7. 「供給開始日」とは、当社と電気需要者との間の電気需給契約を履行するため、当社が一般送配電事業者と締結した託送供給契約における接続供給開始日を意味する。なお、やむをえない理由によって条件書において定める供給開始予定日に供給を開始できない場合も含め、供給開始日は本号に基づき定まるものとする。
- 8. 「使用電力量」とは、電気需要者が当社から受給して使用した電力量であって、需要場所に一般送配電事業者が設置する計量器を介して当社が確認した電力量を意味する。

- 9. 「超過電力」とは、電気需要者が契約電力量を超過して電力を使用した場合における、当該超過部分を意味する。
- 10. 「基本料金単価」とは、契約電力に対して適用する契約電力 1 キロワット (kW) あたりの単価を意味し、条件書で基本料金単価として定めるものとする。
- 11. 「従量料金単価」とは、使用電力量に対して適用する使用電力量 1 キロワット時 (kWh) あたりの単価を意味し、条件書で従量料金単価として定めるものとする。
- 12. 「予備送電サービス」とは、一般送配電事業者が維持・運用する常時供給設備等の補修や事故により生じた不足電力の補給にあてるため、電気需要者が一般送配電事業者の予備電線路を通じて、当社から電気の供給を受けることができるサービスを意味する。なお、予備送電サービスを契約していない電気需要者は対象外とする。
- 13. 「予備送電サービス料金単価」とは、予備送電サービスの料金の単価を意味 し、条件書で予備送電サービス料金として定めるものとする。
- 14. 「給電指令」とは、一般送配電事業者が託送供給約款に基づいて実施する電 気需要者の電気使用に関する指示(制限、一部中止および全部中止)を意味 する。
- 15. 「消費税相当額」とは、消費税法の規定による消費税および地方税の規定による地方消費税の両方に相当する金額を意味する。
- 16. 「夏季」とは、毎年7月1日から9月30日までの期間を意味する。
- 17. 「他季」とは、毎年10月1日から翌年6月30日までの期間を意味する。
- 18. 「ピーク時間」とは、夏季の毎日午後 1 時から午後 4 時までの時間を意味する。但し、みなし小売電気事業者が休日等に定める日の該当する時間を除くものとする。
- 19. 「昼間時間」とは、毎日午前8時から午後10時までの時間を指す。但し、ピーク時間およびみなし小売電気事業者が休日等に定める日の該当する時間を除き、また、条件書に別途定めた場合はその時間を昼間時間とする。
- 20. 「夜間時間」とは、ピーク時間および昼間時間以外の時間を意味する。
- 21. 「休日」とは、みなし小売電気事業者が定める休日を意味する。
- **22.** 「みなし小売電気事業者」とは、次の各号に定める会社のうち、電気需要者の供給地点住所地を供給区域とするものを意味する。
 - (1) 北海道電力株式会社
 - (2) 東北電力株式会社
 - (3) 東京電力エナジーパートナー株式会社
 - (4) 中部電力ミライズ株式会社
 - (5) 北陸電力株式会社
 - (6) 関西電力株式会社
 - (7) 中国電力株式会社

- (8) 四国電力株式会社
- (9) 九州電力株式会社
- (10) 沖縄電力株式会社

- 23. 「一般送配電事業者」とは、次の各号に定める会社のうち、電気需要者の供給地点住所地を供給区域とするものを意味する。
 - (1) 北海道電力ネットワーク株式会社
 - (2) 東北電力ネットワーク株式会社
 - (3) 東京電力パワーグリッド株式会社
 - (4) 中部電力パワーグリッド株式会社
 - (5) 北陸電力送配電株式会社
 - (6) 関西電力送配電株式会社
 - (7) 中国電力ネットワーク株式会社
 - (8) 四国電力送配電株式会社
 - (9) 九州電力送配電株式会社
 - (10) 沖縄電力株式会社
- 24. 「接続送電サービス電力量」とは、供給地点において当社が電気需要者に供給する接続供給に係る電力量を意味し、一般送配電事業者の託送供給約款に定めるものをいう。
- 25. 「接続対象電力量」とは、接続送電サービス電力量に損失率を割戻した値とし、一般送配電事業者の託送供給約款に定めるものを意味する
- 26. 「エリアプライス」とは、一般社団法人日本卸電力取引所(以下「JEPX」という)で公表される北海道、東北、東京、中部、北陸、関西、中国、四国および九州の地域毎におけるスポット取引時間帯毎のエリアプライスを意味する。なお、何らかの事由によりエリアプライスが公表されない場合には、託送供給約款において適用される該当地域の該当時間帯におけるインバランス料金(速報値)を用いる。
- 27. 「スポット手数料単価」とは、JEPX が定めるスポット取引売買手数料の単価を意味し、条件書でスポット手数料単価として定めるものとする。
- 28. 「需給管理料金単価」とは、当社が電気需要者に対して提供する電気の需要と供給を管理する業務の料金の単価を意味し、条件書で需給管理料金単価として定めるものとする。
- 29. 「託送電力量料金単価」とは、各地域の一般送配電事業者が定める託送供給 約款における接続送電サービス電力量料金の単価に、離島ユニバーサル料金 等各種調整額を加算または減算したものとする。
- 30. 「容量市場拠出金単価」とは、電力広域的運営推進機関(以下「広域機関」という)が定める定款(2022年4月1日変更版)第55条の2に基づき、広域機関が当社に対して請求する容量拠出金に対応するための料金の単価を意味する。なお、容量市場拠出金単価は広域機関より開示される容量拠出金の見込金額をもとに算定され、その具体的な金額は条件書で定める。但し、その金額は、容量拠出金の見込金額等を踏まえ、半年ごとに改定される。
- 31.「自家発補給電力」とは、当社が供給する電気と電気需要者が所有する自家 発電設備による電気を合わせて使用する場合に、電気需要者が所有する自家

発電設備の検査、補修または事故による不足電力の補給に当てるために、当 社が電気需要者に供給する電力を意味する。

4. 単位および端数処理

本約款および条件書において、料金その他を計算する場合における単位および端数処理の方法については、以下のとおりとする。

- 1. 電力の単位は、1 キロワット (kW) とし、端数については、小数点以下第 1 位で四捨五入するものとする。
- 2. 電力量の単位は、1 キロワット時(kWh)とし、端数については小数点以下第 1 位で四捨五入するものとする。
- 3. 力率の単位は、1 パーセントとし、端数については、小数点以下第 1 位で四捨 五入するものとする。
- **4.** 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、端数については切り 捨てるものとする。
- 5. 本約款に特に定めのある場合を除き、本約款に定める各料金単価(再生可能 エネルギー発電促進賦課金単価を除く、基本料金単価、従量料金単価、予備 送電サービス料金単価、スポット手数料単価、需給管理料金単価、託送電力 量料金単価、電源調達費調整単価、燃料費等調整単価、容量市場拠出金単価 その他これらに準ずる単価をいう)の算定において小数点以下第3位に端数 が生じる場合は小数点以下第3位を切上げ、小数点以下第2位までの数値を 単価とする。

Ⅱ契約種別および料金

6. 電気需給契約の成立

- 1. 電気需要者は、当社との間で電気需給契約を締結することを希望する場合、あらかじめ本約款を承諾のうえ、当社所定の必要事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みを行う。
- 2. 電気需要者は、前項の申込みをすることにより、本約款に定めるものの他、次 の各号に定める事項についてあらかじめ承諾する。
 - (1) 託送供給約款に定められている需要者に関する事項を遵守すること
 - (2) 当社が、一般送配電事業者から、電気需給契約および託送供給契約の締結 および履行に必要な範囲で、電気需要者の情報の提供を受けること
- 3. 当社と電気需要者との間の電気需給契約(本約款において「電気需給契約」という)は、当社が第1項に基づく電気需要者の申込みを承諾したときに成立する。但し、電気需要者が希望する場合または当社が必要とする場合には、電気の需給に関する必要な事項について、電気需給契約書を作成することができるものとする。この場合、当該電気需給契約書を作成したときに電気需給契約が成立する。

7. 契約期間

電気需給契約の契約期間は、供給開始日より1年をもって満了する。但し、契約期間満了の3ヶ月前までに、電気需要者または当社の一方から相手方に対する書面による通知がなされない場合、契約期間は自動的に1年ごとに延長される。なお、この場合、当社は、延長時に料金単価等の各条件を見直すことがある。

8. 契約保証金

- 1. 電気需給契約の締結に際し、当社は、電気需要者に対し、予想月額料金の3ヶ月分相当額を上限とする契約保証金を担保として預託することを求めることができる。
- 2. 電気需給契約の締結に際し、当社が、電気需要者に対し契約保証金の預託を求めなかった場合であっても、電気需要者が債務の履行を遅延した場合には、当社は、電気需要者に対し、予想月額料金3ヶ月分相当額を上限とする契約保証金を担保として預託することを求めることができる。
- 3. 第1項に定める予想月額料金の算定は、当社が本約款に基づき行う。但し、予 想月額料金の算定の基準となる電力使用量は、電気需要者の負荷率、操業状況 および同一業種の負荷率を勘案して当社が算定するものとする。
- 4. 電気需給契約が終了した場合において、電気需要者が当社に対してなすべき債務の履行を遅延しまたは履行しなかった場合には、当社は第1項または第2項に従い、電気需要者から預託を受けた契約保証金を当該債務の弁済に充当することができる。
- 5. 電気需給契約が終了した場合において、電気需要者に対して返還すべき契約保証金がある場合には、当社は、電気需給契約の終了後3ヶ月以内に、契約保証金の残額を電気需要者に返還する。なお、当社は、返還すべき契約保証金に利

息を付さないものとする。

Ⅲ供給電力

9. 需要場所

当社が電気需要者に供給する電気の需要場所については、条件書に個別条件として記載するものとする。

10. 需給地点

当社が電気需要者に供給する電気の需給地点については、条件書に個別条件として記載するものとする。

11. 供給電圧、供給電気方式、周波数

当社が電気需要者に供給する電気の供給電圧、供給電気方式および周波数については、条件書に個別条件として記載するものとする。

12. 契約電力

契約電力は、以下の区分に従って定めるものとし、その細目は条件書に個別条件として記載するものとする。

- 1. 契約電力が 500 キロワット (kW) 以上の場合
 - (1)契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、電気需要者および当社の協議によって定めるものとする。
 - (2) 自家発補給電力と同一計量される場合で、自家発補給電力によって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力の供給時間中における30分最大需要電力計の値から自家発補給電力のその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力の供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなすものとする。
- 2. 契約電力が 500 キロワット (kW) 未満の場合
 - (1)各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。但し、電気需給契約の契約期間中に最大需要電力が500キロワット(kW)以上となる場合は、契約電力を前項によって速やかに定めるものとする。
 - (2) 自家発補給電力と同一計量される場合で、自家発補給電力によって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力の供給時間中における30分最大需要電力計の値から自家発補給電力のその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力の供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなすものとする。

- (3)契約電力が500キロワット(kW)未満の需要として電気の供給を受けている電力需要者の最大需要電力が500キロワット(kW)以上となる場合は、契約電力を前項によって速やかに定めることとし、それまでの間の契約電力は、本項によって定めるものとする。
- 3. 電気需要者は、保安等のために必要とする電気について、その容量を明らかにし、予備送電サービスの申込みまたは保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じるものとする。また、電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じる。

IV 料金

13. 料金

電気需要者は、供給開始日以降、電気の料金として、基本料金および電力量料金の合計額(予備送電サービスを契約した場合は、予備送電サービス料金)を当社に対して支払うものとする。なお、具体的な料金の算定および支払方法は、本約款に定める他、条件書において個別条件として記載する。

1. 基本料金

1月当たりの基本料金は、次の算定式により求められる金額とし、供給開始日以降に適用するものとする。但し、電気需要者が全く電気を使用しない月の基本料金は半額とする。

(算定式)

基本料金単価×契約電力

但し、①供給開始日が月の初日でない場合、または、②電気需給契約の終了日が月の末日でない場合、基本料金は次の算定式に基づき日割計算により求められる金額とする。

(算定式)

- ① (供給開始日から供給開始日の属する月の月末日までの経過日数÷供給開始日の属する月の暦日日数) ×基本料金単価×契約電力
- ② (電気需給契約の終了日の属する月の1日から電気需給契約の終了日までの経過日数÷電気需給契約の終了日の属する月の暦日日数)×基本料金単価×契約電力

2. 電力量料金

電力量料金は、次の算定式により求めるものとする。なお、燃料費等調整額の算定については、別紙に定めるところに基本的に依拠するが、実際の算定式および金額は、みなし小売電気事業者が設定する燃料費等調整単価(名称が同じであるかを問わず、燃料費調整単価、離島ユニバーサルサービス調整単価および市場価格調整単価または各みなし小売電気事業者におけるこれに相当する単価をいう。以下同じ)と同一とする。

【固定単価Aプラン】

(算定式)

電力量料金 =

使用電力量(kWh)×従量料金単価(円/kWh)+燃料費等調整額

【市場連動プラン】

(算定式)

電力量料金 =

((エリアプライス÷ (1-損失率) +スポット手数料単価 ÷ (1-損失率) +需給管理料金単価) *1×消費税+(託送電力量料金単価+容量市場拠出金単価)) ×接続送電サービス電力量

3. 予備送電サービス料金

1 月当たりの予備送電サービス料金は、次の算定式により求められる金額とし、供給開始日以降適用するものとする。なお、予備送電サービスを契約した電気需要者は、予備送電サービス料金を、電気需要者の予備送電サービスの実際の利用の有無にかかわらず支払うものとし、力率割引および割増は適用されないものとする。

(算定式)

予備送電サービス料金単価×予備送電サービス電力

但し、①供給開始日が月の初日でない場合、または、②電気需給契約の終了日が月の末日でない場合、予備送電サービス料金は次の算定式に基づき日割計算により求められる金額とする。

(算定式)

- ① (供給開始日から供給開始日の属する月の月末日までの経過日数÷供給開始日の属する月の暦日日数) ×予備送電サービス料金単価×予備送電サービス電力
- ② (電気需給契約の終了日の属する月の1日から電気需給契約の終了日までの経過日数÷電気需給契約の終了日の属する月の暦日日数)×予備送電サービス料金単価×予備送電サービス電力

14. 料金の改定

【固定単価Aプラン】

- 1. 基本料金単価
- (1) みなし小売電気事業者が、電気需給約款の変更等により、基本料金単価を 改定することを公表した場合、当社は、電気需要者に対し基本料金単価の改定 のための協議を申し入れることができる。かかる申入れがなされた場合、電気 需要者は誠実に協議を行うものとする。
- (2) 前号にかかわらず、当社による電気の供給開始後 1 年が経過しようとする場合または1年が経過した場合、当社は、電気需要者に基本料金単価の改定に関する協議を申し入れることができる。かかる申入れがなされた場合、電気需要

者は誠実に協議を行うものとする。但し、本号の適用は契約電力を変更する場合を除くものとする。

(3) 前号に基づく協議において、基本料金単価の改定に関する合意が得られなかった場合、当社は、電気需給契約を何らの責を負うことなく解除することができる。

2. 従量料金単価

- (1)みなし小売電気事業者が、電気需給約款の変更等により、従量料金単価を改定した場合(みなし小売電気事業者が燃料費調整分を従量料金単価に反映させる改定をしたことにより、一時的に燃料費等調整が行われなくなる場合を含む)、当社の供給する電気の従量料金単価についても、みなし小売電気事業者の料金改定期日と同一期日をもって、同様の改定を行うものとする。
- (2)前号におけるみなし小売電気事業者の料金改定期日とは、改定された電気需給約款の実施日とする。
- (3)みなし小売電気事業者が従量料金単価を改定することを公表した場合、当社は、電気需要者に対し、速やかにその旨および改定後の従量料金単価を通知する。

3. 燃料費等調整単価

- (1)みなし小売電気事業者が燃料費等調整単価を新たに設定、改定または廃止した場合(みなし小売電気事業者が燃料費等調整分を従量料金単価に反映させる改定をしたことにより、一時的に燃料費等調整が行われない場合を含む)、当社が供給する電気の燃料費等調整単価についても、みなし小売電気事業者の燃料費等調整単価の設定、改定または廃止と同一期日をもって、内容の変更を行うものとする。
- (2)前号におけるみなし小売電気事業者の燃料費等調整単価の設定、改定または廃止の期日とは、燃料費等調整単価の細目を規定した電気需給約款等の設定、改定または廃止の実施日とする。
- (3) みなし小売電気事業者が燃料費等調整単価を設定、改定または廃止することを公表した場合には、当社は、電気需要者に対し、速やかにその旨および変更後の燃料費調整の内容を通知する。
- 4. 第1項から第3項に定めるものの他、当社は、みなし小売電気事業者の電気需給約款の変更等、一般送配電事業者による託送供給約款の変更、経済情勢の変動、または、燃料価格もしくは卸電力市場における電力取引価格の変動等その他の事由により、当社が料金の改定(単価・算出方法の変更等その他の電気需要者の料金に関わる変更をいう。以下同じ)が必要と判断した場合、電気需給契約における新たな料金単価を定めることができる。その場合、新たな料金単価およびその適用開始日を、書面、電子メール、インターネット上での開示等、当社が適当と判断する方法により、電気需要者に通知する。電気需要者は、新たな料金単価を承諾できない場合、適用開始日の15日前までに当社に対して申し出を行うことにより、本約款の他の定めにかかわらず、電気需給契約を解約することができる。電気需給契約の解約の申し出が前文で定める期限までにない場合は、料金単価の変更を承諾したものとみなす。

【市場連動プラン】

当社は、みなし小売電気事業者の電気需給約款の変更等、一般送配電事業者による託送供給約款の変更、経済情勢の変動、燃料価格や卸電力市場における電力取引価格の変動等その他の事由により当社が料金の改定が必要と判断した場合、電気需給契約における新たな料金単価を定めることができる。その場合、新たな料金単価、およびその適用開始日を、書面、電子メール、インターネット上での開示等、当社が適当と判断する方法により、電気需要者に通知する。電気需要者は、新たな料金単価を承諾できない場合、適用開始日の15日前までに当社に対して電気需給契約の解約の申し出を行うことにより、本約款の他の定めにかかわらず、電気需給契約を解約することができる。電気需給契約の解約の申し出が前文で定める期限までにない場合は、料金単価の変更を承諾したものとみなす。

15. 検針・料金・使用電力量の算定

- 1. 検針は、託送供給約款に定めるところにより一般送配電事業者が実施し、月ごとの検針日は、託送供給約款の規定に基づき一般送配電事業者が決定する。
- 2. 使用電力量の算定は、需要場所に一般送配電事業者が設置する計量器を介して 当社が確認することで行う。
- 3. 料金の算定期間は、一般送配電事業者の定める前月検針日から当月検針日前日までの期間とする。但し、電気の供給を開始した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間とし、電気需給契約が終了した場合の料金の算定期間は、直前の検針日から終了日の前日までの期間とする。
- 4. 本約款に基づき電気需要者に対する電気の供給停止等が行われた場合であって も、当社は、当社の責めに帰すべき事由によるときを除いて、その停止等が行 われていた期間中についても電気の供給がなされていたものとみなして料金を 算定できる。

16. 条件書の変更

電気需要者および当社は、電気需給契約の成立後、経済情勢の変動、天変地変、法令の制定または改廃その他著しい事情の変更により、条件書に定める条件が不適当となったと認められる場合には、協議の上で、条件書の全部または一部を変更することができる。但し、料金の改定については第13条を適用する。

17. 支払方法・支払期日・遅延損害金

- 1. 電気需要者は、料金については毎月、電気需給契約に基づき負担する工事費等 その他の金銭債務についてはその都度、当社が指定した口座振替または金融機 関への振込の方法により支払う。
- 2. 支払義務発生日は、検針日以降で当社にて請求が可能になった日とする。
- 3. 支払期日は、請求書に記載の期日とする。但し、条件書においてこれと異なる 支払期日を定めた場合はこの限りではない。

4. 電気需要者が料金その他債務について、支払期日を経過してもなお支払わない場合、当社は、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について、年 10パーセントの割合を乗じて算定した金額を遅延損害金として電気需要者に請求できる。また、その場合、当社は、延滞通知手数料 330 円(税込)を合算して請求する。

18. 債権譲渡に関する特則

電気需要者は、当社が料金その他の債務に係る債権を当社が指定するものに譲渡することをあらかじめ承諾する。この場合、当社は、電気需要者への個別の通知または 譲渡承認の請求を省略することができる。

V 電気の使用および供給

19. 電気需要者の電気受給権

電気需要者は、供給開始日以降、契約電力または予備送電サービス電力の範囲内で、当社から電気を受給し、需要場所で使用することができる。

20. 当社の電気供給義務

当社は、供給開始日以降、契約電力または予備送電サービス電力の範囲内で、電気需要者が需要場所にて使用する電気を需給地点で電気需要者に供給する義務を負う。

21. 電気の託送供給のための手続

電気需要者は、託送供給約款の規定または当社の求めに従い、一般送配電事業者が 指定する承諾書等の必要書類を提出し、必要に応じて、一般送配電事業者との間で給 電申合書等を締結する。

22. 電気使用実績提出義務

電気需要者は、当社が求めた場合、自らの過去の電気使用実績を当社に対して速やかに提出するものとする。

23. 調整装置または保護装置の設置を要する場合

電気需要者は、次の各号に定める場合において、第三者の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがあるとき、または一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがあるときは、電気需要者の費用負担で必要な調整装置または保護装置を電気需要者の需要場所に設置するものとする。また、特に必要があるときは、一般送配電事業者が、電気需要者の負担により、供給施設の新設または変更を行うことができるものとし、電気需要者はこれを承諾する。

- (1)負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
- (2)負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
- (3)負荷の特性によって波形に著しいひずみを生じる場合

- (4)著しい高周波または高調波を発生する場合
- (5)その他、前各号に準ずる場合

24. 超過使用

- 5. 契約電力が500キロワット(kW)以上の場合において、電気需要者が契約電力または予備送電サービス電力を超過して電気を使用した場合その他契約電力または予備送電サービス電力が不適当と認められる場合、当社と電気需要者は、協議の上で、翌月以降の契約電力または予備送電サービス電力を適正に変更し、また、当該変更に応じて基本料金および予備送電サービス料金を変更することができる。
- 6. 前項の場合において、契約電力または予備送電サービス電力を適正に変更する ための協議が不調に終わったときは、当社は、電気需給契約を解除することが できるものとする。この場合において一般送配電事業者等との間で精算金等が 発生したときは、電気需要者が負担するものとする。
- 7. 電気需要者が契約電力または予備送電サービス電力を超過して電力を使用した場合、電気需要者は、次の算定式によって算出される契約超過金を料金に加算して支払うものとする。なお、契約超過金相当分に関しては、次条第3項の力率を適用するものとする。

(算定式)

〔超過電力(kW)×基本料金単価(円/kW・月)×1.5〕

25. 力率

- 1. 電気需要者は、需要場所の負荷の力率を 85 パーセント以上に保持し、軽負荷時には進み力率とならないようにするものとする。
- 2. 力率は、需要場所ごとにその1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率(瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100パーセント)とする。
- 3. 需要場所の負荷の力率が85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき基本料金を1パーセント割増しするものとする。

VI 保安、工事、工事費の負担

26. 受電に必要な設備の工事

当社より電気の受電を開始するために必要となる設備の設置および工事に要する 費用については、電気需要者が負担するものとする。

27. 立入検査受忍義務

当社は、次の各号の業務等を実施するため、電気需要者の承諾を得て、当社もしく

は当社の委託先の作業員を電気需要者の土地もしくは建物に立ち入らせ、または、一般送配電事業者もしくは一般送配電事業者の指定する第三者をして電気需要者の土地もしくは建物に立入らせることができる。電気需要者は、当社からかかる立入りの承諾を求められた場合、正当な理由がない限り、当該承諾を拒むことはできない。

- (1) 需要場所内に当社または一般送配電事業者が設置する電気工作物の設計、施工、改修または検査
- (2) 電気需要者による不正な電気の使用の防止等に必要な電気工作物等の設置物の確認もしくは検査または電気使用用途の確認
- (3) 計量値の確認
- (4) 第27条および第28条に必要な措置
- (5) その他、電気需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社もしくは一般送配電事業者の電気工作物の保安の確認に必要な業務

28. 電気供給の停止

- 1. 電気需要者が次の各号のいずれかに該当する場合、当社は、電気需要者への電気の供給を停止することができる。
 - (1)電気需要者の責めに帰すべき事由により生じた保安上の危険のため、緊急を要する場合
 - (2)需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合
 - (3)電気需要者が、当社の書面による事前の承諾なくして、一般送配電事業者の電線路または引き込み線と電気需要者の電気設備との接続を行った場合
 - (4) その他、電気需給契約(本約款および条件書を含む)および託送供給約款上の電気需要者の義務に違反した場合
- 2. 電気需要者が次の各号のいずれかに該当し、当社が電気需要者に対してその旨を停止の5日前までに警告しても改めないときには、当社は、電気需要者への電気の供給を停止することができる。
 - (1)電気需要者の責めに帰すべき理由により保安上の危険が生じている場合
 - (2)電気需要者が電気工作物の改変等によって不正に一般送配電事業者の供給 設備または電気を使用した場合
 - (3)電気需要者が託送供給約款に定められている需要者としての要件を欠くに 至った場合
 - (4)電気需要者が支払期日を経過しても料金を支払わない場合
- 3. 本条に基づき当社が電気需要者に対して電気の供給を停止した場合で、電気需要者がその理由となった事由を解消し、かつ、その事由に関連して当社に対して支払いを要することになった債務の一切を履行したときには、当社は、一般送配電事業者との協議が整い次第、電気需要者に対して電気の供給を再開するものとする。

29. 電気供給の中止等

電気需要者が次の各号のいずれかに該当する場合、当社は、一般送配電事業者から

給電指令を受けることで、電気需要者への電気の供給を中止し、または電気需要者の 電気の使用を制限し、もしくは中止することができる。

- (1) 電気の需給上やむを得ない場合
- (2) 電気需要者または一般送配電事業者が維持、運営する供給設備に故障が生じ、または故障を生ずるおそれがある場合
- (3) 電気需要者または一般送配電事業者が維持、運営する供給設備の点検、修繕、変更その他の工事によりやむを得ない場合
- (4) 非常天災の場合
- (5) その他保安上の必要がある場合

30. 免責

- 1. 前条の規定により、電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めによらない理由によるものであるときには(一般送配電事業者の責めに帰すべき場合も含む)、当社は、電気需要者の受けた損害に対して賠償の責めを負わないものとする。
- 2. 前項に定める他、当社が本約款に基づき電気需要者に対する電気の供給を停止 もしくは中止し、または電気の使用を制限もしくは中止した場合で、それが当 社の責めによらない理由によるものであるときには(一般送配電事業者の責め に帰すべき場合も含む)、当社は、電気需要者の受けた損害に対して賠償の責 めを負わないものとする。
- 3. 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めによらない理由によるものであるときには、当社は、電気需要者の受けた損害に対して賠償の責めを負わないものとする。
- 4. 当社は、当社に悪意または重大な過失がある場合を除き、電気需要者の受けた 損害に関し、基本料金の 3 ヶ月分を上限として賠償の責めを負うものとし、ま た、電気需要者の受けた間接損害および逸失利益について賠償の責めを負わな いものとする。

31. 違約金補償

電気需要者が電気工作物の改変等によって不正に一般送配電事業者の供給設備または電気を使用したことその他電気需要者の行為によって、当社が一般送配電事業者から違約金の支払いを請求された場合、電気需要者は、当該請求された違約金相当額を当社に支払うものとする。本条に定める電気需要者の支払義務は、電気需給契約の終了後も存続するものとする。

32. 設備の賠償

電気需要者が故意または過失によって、需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合において、当社が一般送配電事業者から賠償の請求を受けたときには、電気需要者は、次の各号に定める場合に応じて、各号に定める金額の相当額を当社に賠償するものとする。

(1) 修理可能の場合:修理費

(2) 亡失または修理不可能の場合:帳簿価額と取替工費との合計額

33. 供給設備の工事費負担

- 1. 電気需要者の供給設備の工事について、当社が一般送配電事業者から工事費の 負担を求められた場合、電気需要者は、当社からの請求に基づき当該工事費を 負担するものとする。
- 2. 前項に基づく工事費の負担金額については、一般送配電事業者が定める託送供 給約款の「工事費の負担」項目の「供給地点への供給設備の工事費負担金」に 記載される内容に準じて定めるものとする。

34. 料金および工事費の精算

- 1. 電気需要者が契約電力もしくは予備送電サービス電力を新たに設定し、または増加した後1年に満たないでこれを減少させる場合、その残りの期間の基本料金、電力量料金および予備送電サービス電力料金に関し、遡って減少契約分について、該当料金の20パーセントを割増したものを適用し、電気需要者は、当該割増額を当社に支払うものとする。なお、この場合には、それぞれの使用電力量は契約電力または予備送電サービス電力の減少分残余分の比で按分したものとする。また、託送供給約款に定めるところにより当社が一般送配電事業者から工事費等の精算に係る請求を受けた場合は、電気需要者は、上記の割増額に加えて、別途、当該工事費等の額を当社に支払うものとする。
- 2. 電気需要者が契約電力または予備送電サービス電力を新たに設定した後1年に満たないで電気需給契約を解約する場合、その期間の基本料金、電力量料金および予備送電サービス電力料金について、遡って該当料金の20パーセントを割増したものを適用し、電気需要者は、当該割増額を当社に支払うものとする。
- 3. 電気需要者が契約電力または予備送電サービス電力を増加した後 1 年に満たないで電気需給契約を解約する場合、それまでの期間の基本料金、電力量料金および予備送電サービス電力料金に関し、遡って増加契約電力分について、該当料金の 20 パーセントを割増したものを適用し、電気需要者は、当該割増額を当社に支払うものとする。
- **4.** 前 **3** 項にかかわらず、次の各号に該当する部分については精算しないものとする。
 - (1)電気需要者が電気需給契約の解約または変更の日から遡って他事業者を含め 1 年以上継続されている部分(臨時接続送電サービスを除く)
 - (2)電気需要者が電気需給契約の解約または変更の日以降引き続き受電側接続設備または供給側接続設備を利用し、その結果、他事業者を含め1年以上継続して使用されることになった部分(臨時接続送電サービスを除く)
 - (3) 高圧受電において、契約電力 500 キロワット (kW) 未満の場合における、 契約電力または予備送電サービス契約電力の増加または減少分

VII 契約の終了

35. 名義の変更

合併その他の原因によって、新たな電気需要者が、それまで電気の需給を受けていた電気需要者の当社に対する電気の需給についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の需給を希望する場合は、電気需要者の名義の変更を行うことができる。この場合、当該電気需要者は、当社に対して書面によりその旨をあらかじめ申し出るものとし、当社がこれを承諾したときに名義の変更が行われるものとする。

36. 中途解約

- 1. 電気需要者または当社は、供給開始日から1年経過後においては、希望解約日の3ヶ月前までに、相手方に対し、書面で通知することにより、電気需給契約を解約することができる。
- 2. 電気需要者は、供給開始日より1年未満においては、希望解約日の1ヶ月前までに、当社に対し、書面で通知したうえ、次の算定式により算出される金額に加え、当社が電気需給契約の締結、履行および解約のために要した設備費用および工事費用等の実費の全額を当社に支払うことにより、電気需給契約を解約することができる。

【固定単価Aプラン】

(算定式)

〔契約電力×1 月当たりの基本料金×契約期間の残余期間〕+〔供給開始日より解約通知日までの 1 日当たり平均電力使用量×夏季における従量料金単価×契約期間の残余日数〕

【市場連動プラン】

(算定式)

〔契約電力(kW)×基本料金単価(円/kW・月)×1.5〕

37. 需給開始後の電気需給契約の終了・変更に伴う料金等の精算

電気需要者が契約電力を新たに設定しまたは増加した後に、電気需給契約が終了する場合もしくは電気需要者が契約電力を減少しようとする場合において、当社が一般送配電事業者から料金等の精算を求められたときには、当社は、当該精算を求められた料金等に相当する金額を電気需要者に請求できる。但し、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではないものとする。

38. 需給開始後の電気需給契約の消滅・変更に伴う工事費の精算

電気需要者が電気の使用を開始し、その後に契約電力の変更または電気需給契約の終了が生じた場合において、当社が一般送配電事業者から工事費等の精算を求められたときには、当社は、当該精算を求められた工事費等およびその支払いに必要な手数料に相当する金額を電気需要者に請求できる。但し、非常変災等やむをえない理由に

よる場合はこの限りではないものとする。

39. 当社の義務違反等による電気需要者の契約解除権

- 1. 当社が次の各号のいずれかに該当した場合、電気需要者は、催告を要せず通知により、電気需給契約を解除できるものとする。
 - (1)振出し、引受け、裏書きした手形または小切手について取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合
 - (2) 仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立、公租公課滞納処分などを受け、または、破産、特別清算、民事再生、会社更生もしくはこれらに類する法的手続の申立てを受けもしくは自らこれらの申立てを行った場合
 - (3)営業の廃止、解散の決議を行い、または官公庁から業務停止その他業務継続不能の処分を受けた場合
 - (4) その他、電気需給契約(本約款および条件書を含む)、託送供給約款または法令等に違反した場合で、電気需要者がその旨を警告しても直ちに改めないとき
 - (5)前各号に定める事由に準ずる事由が生じた場合
 - 2. 当社が電気需給契約(本約款および条件書を含む)に違反し、電気需要者が 20 日の期限を定めて催告したにもかかわらず、当社が当該催告事項について 是正措置を取らない場合、電気需要者は、当社への書面による通知により電気 需給契約を解除できる。

40. 電気需要者の義務違反等による当社の契約解除権

- 1. 電気需要者が次の各号のいずれかに該当した場合は、当社は、催告を要せず通知により、電気需給契約を解除できるものとする。
 - (1) 託送供給約款によって一般送配電事業者に電気の供給を停止された場合に おいて、電気需要者が、当社または一般送配電事業者の定めた期日までに その理由となった事実を解消しない場合
 - (2) 支払期日を経過してもなお、料金その他電気需給契約によって支払いを要する債務(延滞利息、違約金その他の金銭債務をいう)を支払わない場合
 - (3) 当社への事前の連絡なくして、需要場所から移転し、電気を使用していないと判断した場合
 - (4) 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用した場合
 - (5)振出し、引受け、裏書きした手形または小切手について取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合
 - (6) 仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立、公租公課滞納処分などを受け、 または、破産、特別清算、民事再生、会社更生もしくはこれらに類する法 的手続の申立てを受けもしくは自らこれらの申立てを行った場合
 - (7)営業の廃止、解散の決議を行い、または官公庁から業務停止その他業務継続不能の処分を受けた場合
 - (8) その他、電気需給契約(本約款および条件書を含む)、託送供給約款または法令等に違反した場合で、当社がその旨を警告しても直ちに改めないと

き

- (9)前各号に定める事由に準ずる事由が生じた場合
- 2. 前項の規定による電気需給契約の解除に伴い生じた費用の一切(本約款に定める電気需要者が負担すべき費用を含み、これらに限られない)は電気需要者の負担とする。また、これにより電気需要者が受けた損害について、当社は、賠償の責めを負わないものとする。
- 3. 本条に基づき当社が電気需給契約を解除した場合、電気需要者は、次の算定式により算出される金額および当社が電気需給契約の締結、履行および解約のために要した設備費用および工事費用等の実費の合計額を違約金として当社に支払う。

【固定単価Aプラン】

(算定式)

〔契約電力×1月当たりの基本料金×契約期間の残余期間〕+〔供給開始日より解 約通知日までの1日当たり平均電力使用量×夏季における従量料金単価×契約期間の残余日数〕

【市場連動プラン】

(算定式)

〔契約電力×1月当たりの基本料金×契約期間の残余期間〕+〔供給開始日より解 約通知日までの1日当たり平均電力量料金×契約期間の残余日数〕

41. 電気需給契約終了後の債権債務関係

電気需給契約の契約期間中の料金その他の債権債務は、電気需給契約の終了によっては消滅しないものとする。

VIII反社会的勢力との取引排除

42. 反社会的勢力との取引排除

当社および電気需要者は、次の各号に定める事項について表明し、保証するものとする。

- (1) 自己、または自己の役員、重要な地位の使用人これに準ずる顧問等、経営に実質的な影響力を有する株主等(以下「自己の役員等」という)が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力(以下総称して「反社会的勢力」という)ではなく、過去にも反社会的勢力でなかったこと、また今後もそのようなことはないこと
- (2) 自己、または自己の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しておらず、また今後もそのようなことはないこと
- (3) 自己、または自己の役員等が、反社会的勢力を利用していないこと、また今後もそのようなことはないこと
- (4) 自己、または自己の役員等が、反社会的勢力に対して資金等を提供し、または

便宜を供与するなど、反社会的勢力の維持運営に協力し、または関与していないこと、また今後もそのようなことはないこと

(5) 自己または第三者を利用して、相手方および相手方の役職員、株主、関係会社、親会社、顧客、取引先等の関係先等(以下「関係先等」という)に対し暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いず、相手方および相手方の関係先等の業務を妨害しないこと

43. 電気需給契約の解除

当社は、電気需要者が次の各号のいずれかに該当する場合、電気需給契約を直ちに 解除することができるものとする。

- (1) 反社会的勢力であると判明した場合その他第 41 条の表明保証に違反していることが判明した場合
- (2) 当社との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いたとき、もしく は風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて、当社の信用を毀損し、また は当社の業務を妨害したとき、その他これらに類する行為を行った場合
- (3) 当社の従業員その他の関係者に対し、暴力的要求行為を行い、または合理的範囲を超える負担を要求した場合

IX 紛争解決

44. 管轄裁判所

電気需要者と当社との電気需給契約に関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

X 約款の改定

45. 本約款の改定

当社は、経済情勢の変動など、諸般の事情を総合的に考慮して、本約款を改定することができる。本約款の変更事項等を書面、電子メール、インターネット上での開示等、当社が適当と判断する方法により通知する。なお、改定の効力は通知した効力発生日において生じるものとする。

46. 本約款が改定された場合の取り扱い

前条の規定に従い、当社が、本約款を改定し実施した場合、電気需要者と当社との間には、改定された本約款の規定が適用されるものとする。

47. 本約款の実施期日

本約款は2025年3月1日より施行するものとする。

燃料費等調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、次の算式によって算定された値とする。

なお、平均燃料価格は 100 円単位とし、100 円未満の端数は 10 円の位で四捨五入する。

平均燃料価格= $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$

A=各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格 B=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格 C=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は 1 円とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入する。 また、 α 、 β および γ の値については、各みなし小売電気事業者が公表する電気需給約款等の規定により、当該みなし小売電気事業者が電気需要者へ電気を供給した場合に適用される値とする。なお、電気需給約款等が改正された場合には改正後のものに改正後のものに従うものとする(以下本別紙において同じ)。

口 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値とする。但し、北海道電力ネットワーク、東北電力ネットワーク、中国電力ネットワーク、九州電力送配電株式会社の供給区域においては、次の算式によって算定された値に、へ(離島ユニバーサルサービス調整)(ロ)の離島ユニバーサルサービス調整単価を加えたものとする。なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - 基準燃料価格) \times (八の基準単価 \div 1,000)

また、基準燃料価格については、みなし小売電気事業者が公表する電気需給約款等の規定により、当該みなし小売電気事業者が電気需要者へ電気を供給した場合に適用される値とする。

ハ 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、みなし小売電気 事業者が公表する電気需給約款等の規定によりみなし小売電気事業者が電気需 要者へ電気を供給した場合に適用される値とする。

ニ燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価 は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用され る電気に適用する。 なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価 適用期間は、みなし小売電気事業者が設定するものに従う。

ホ 市場価格調整

- (イ) 市場価格調整額の算定
 - ① 平均市場価格
 - a 1 キロワット (kW) 時当たりの平均市場価格は、スポット市場価格に基づき、次の算式によって算定された値とする。

なお、平均市場価格の単位は1銭とし、その端数は小数点以下第1位で 四捨五入する。

平均市場価格 = $X \times X (\delta 1) + Y \times y (\delta 2)$

- X (δ1) = 各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の平均 値
- $Y(\delta 2) =$ 各平均市場価格算定期間のうち毎日午前 8 時から午後 4 時までの時間におけるスポット市場価格の平均値

また、X、Y または δ 1、 δ 2 の値については、各みなし小売電気事業者が公表する電気需給約款等の規定により、当該みなし小売電気事業者が電気需要者へ電気を供給した場合に適用される値とする。

なお、各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の平均値および各平均市場価格算定期間のうち毎日午前8時から午後4時までの時間におけるスポット市場価格の平均値の単位は1銭とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

b a によりがたい場合は、調整の基準となる市場価格等を基準として、当 社が決定した値とする。

② 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、次の算式によって算定された値とする。 なお、市場価格調整単価の単位は1銭とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

基準市場価格の値については、各みなし小売電気事業者が公表する電気需 給約款等の規定により、当該みなし小売電気事業者が電気需要者へ電気を 供給した場合に適用される値とする。

市場価格調整単価 = (平均市場価格 – 基準市場価格) × (ロ)の調整係数

③ 市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用する。

なお、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、各 みなし小売電気事業者が公表する電気需給約款等の規定により、当該みなし 小売電気事業者が電気需要者へ電気を供給した場合に適用される期間とす る。

4) 市場価格調整額

市場価格調整額は、その1月の使用電力量に③によって算定された市場価格調整単価を適用して算定する。

(口) 調整係数

調整係数は、各みなし小売電気事業者が公表する電気需給約款等の規定により、当該みなし小売電気事業者が電気需要者へ電気を供給した場合に適用される値とする。

へ 離島ユニバーサルサービス調整

- (イ) 離島ユニバーサルサービス調整単価の算定
 - ① 離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、次の算式によって算定された値とする。

なお、離島平均燃料価格は 100 円単位とし、100 円未満の端数は 10 円の位で四捨五入する。

離島平均燃料価格= $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$

A=各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B=各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は1円とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

また、 α 、 β および γ の値については、みなし小売電気事業者が公表する電気需給約款等の規定により、みなし小売電気事業者が電気需要者へ電気を供給した場合に適用される値とする。

(ロ) 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって算定された値とする。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は1銭とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

離島ユニバーサルサービス調整単価 =

(離島平均燃料価格 - 離島基準燃料価格) × ((ハ)の離島基準単価÷ 1,000)

また、離島基準燃料価格については、みなし小売電気事業者が公表する電気 需給約款等の規定により、当該みなし小売電気事業者が電気需要者へ電気を 供給した場合に適用される値とする。

- (ハ) 離島基準単価 離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、各みなし小売電気事業者が公表する電気需給約款等の規定により、当該みなし小売電気事業者が電気需要者へ電気を供給した場合に適用される値とする。
 - (ニ) 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用する。なお、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、みなし小売電気事業者が設定するものに従う。

ト燃料費等調整額の算定

燃料費等調整額は、燃料費調整単価および市場価格調整単価に基づき、次の算式によって算定された値とする。

燃料費等調整額=使用電力量× (燃料費調整単価+市場価格調整単価)

以上

附則

再生可能エネルギー発電促進賦課金

- 1. 料金は、本約款第 12 条の規定にかかわらず、本約款の規定によって料金として 算定された金額に、みなし小売電気事業者と同一の方法により算出された再生 可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものとする。
- 2. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とする。
- 3. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等に定めるところに従い、原則として、平成 24 年 7 月 1 日以降に使用される電気に適用するものとし、当該電気以外の電気には適用しないものとする。
- 4. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価、適用期間、算定および特別措置等については、みなし小売電気事業者に準じるものとし、また、新たに設定、改定または廃止になった場合についても同様とする。

以上